

○国立研究開発法人防災科学技術研究所情報公開規程

(平成 14 年 9 月 12 日 14 規程第 27 号)

改正 平成 14 年 11 月 19 日 14 規程第 29 号 平成 15 年 12 月 25 日 15 規程第 20 号
平成 16 年 9 月 9 日 16 規程第 28 号 平成 17 年 3 月 22 日 17 規程第 5 号
平成 18 年 3 月 9 日 18 規程第 1 号 平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 4 号
平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 11 号 平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 79 号
令和元年 7 月 1 日 元規程第 29 号

(目的)

第 1 条 国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)における情報公開制度の適正な運用については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(以下「施行令」という。)その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。(受付等)

第 2 条 研究所が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、総務部総務課(以下「総務課」という。)において受け付けるものとする。

- 2 法第 4 条に定める開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)から法人文書開示請求書(以下「開示請求書」という。)の提出があった場合は、総務課は、請求のあった法人文書に関係のある組織(防災科学技術研究所組織規則第 3 条に規定する組織をいう。(以下「部署等」という。))に通知し、当該部署等は総務課と連携して法第 4 条及び施行令第 4 条に定める記載事項の確認を行わなければならない。
- 3 前項の確認を行うにあたって、法第 4 条第 2 項の規定により、形式上の不備があると認められるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。また、法人文書の特定にあたっては、法第 24 条の趣旨に沿って、当該部署は、開示請求者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、法人文書の特定に資する情報の提供を積極的に行うものとする。

(受付日の確定)

第 3 条 開示請求書の記載事項及び手数料の納付の確認を行った後は、当該開示請求に係る受付日を確定するものとする。この場合において、法第 10 条第 1 項に規定する「開示請求があった日」はこの受付日とする。

(開示決定に係る審査等)

第 4 条 前条の受付後、当該法人文書を保有する部署等(以下「担当部署等」という。)は、直ちに、開示決定に係る審査等を行わなければならない。なお、担当部署等の長は、第 15 条に定める委員会(以下「委員会」という。)の意見を求める必要があると認めるときは、理事長にその旨報告するものとする。

(開示、不開示の基準等)

第5条 開示決定等を決定するにあたっては、開示請求に係る法人文書に法第5条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合及び法第8条を適用する場合を除き、当該法人文書を開示することとする。ただし、法第7条の規定の適用がある場合は、この限りではないものとする。なお、具体的な審査基準については、別に、研究所における法人文書の開示決定等に係わる審査基準に定める。

(委員会への意見照会)

第6条 理事長は、第4条の報告を受けて必要があると認める場合その他必要があると認める場合は、委員会の意見を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第6条から第8条までの各条を適用して開示決定等を行うときは、理事長は、委員会の意見を求めるものとする。

(開示請求に係る起案等)

第7条 開示請求に係る起案は、担当部署等で行うものとし、総務課への合議を経て、理事長の決裁を得るものとする。

2 担当部署等は、法第9条第1項の規定に係る決裁の終了後、開示請求者に対し通知するにあたっては、法人文書の開示の実施方法等申出書(以下「開示実施申出書」という。)も併せて添付するものとする。

(開示決定等の期限の延長等)

第8条 担当部署等の長は、法第10条第2項又は法第11条の規定を適用して開示決定等の期限の延長等の決定を行う必要があると認める場合は、理事長にその旨報告するものとする。

2 理事長は、前項の決定にあたっては、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

(開示の実施)

第9条 総務課は、開示実施申出書又は法人文書の更なる開示実施の申出書(以下「更なる開示申出書」という。)を受け付けたときは、直ちに担当部署等に送付し、担当部署等は次条に定める方法により開示を実施するものとする。

2 次条の規定により閲覧による開示にあつては、担当部署等の職員が開示に係る法人文書を受付に持参し、法人文書の開示に立会い、開示請求者の求めに応じて必要な説明を行うものとする。

3 部分開示を実施する場合には、不開示情報が明らかにならないよう開示の実施の方法ごとに適切に行い、部分開示の範囲が明確になるように開示を実施するものとする。

(法人文書の開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)当該文書又は図画。(法第14条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号イに規定するもの。)

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの交付。
ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 1 番(以下「A1 判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したものの交付
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したものの交付
 - (4) スライド(第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。)当該スライドを専用機器により映写したものの交付
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第 15 条第 1 項の規定による開示の実施方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 文書又は図画(次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。)次に掲げる方法(ロ及びハに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、研究所がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することが出来る場合に限る。)により当該文書又は図画を複写機により日本産業規格 A 列 3 番(以下「A3 判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により A1 判若しくは日本産業規格 A 列 2 番(以下「A2 判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
 - ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取って出来た電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 又は X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第 3 号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番(以下「A4 判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあつては、A1 判、A2 判又は A3 判の用紙に印刷したものの交付
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第 15 条第 2 項で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ(第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法

- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。別表の 5 の項口において同じ。)に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前 2 号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの。

- イ 当該電磁的記録を A3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の 7 の項口において同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録を A3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)

ニ 当該電磁的記録を A3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(4) 電磁的記録(前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であって、研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの。

イ 前号イからハマまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープ(日本産業規格 X6103、X6104 又は X6105 に適合する長さ 731.52 メートルのものに限る。別表の 7 の項口において同じ。)に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6123、X6132 若しくは X6135 又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895 若しくは 15307 に適合するものに限る。別表の 7 の項口において同じ。)に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6141 若しくは X6142 又は国際規格 15757 に適合するものに限る。別表の 7 の項口において同じ。)に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6127、X6129、X6130 又は X6137 に適合するものに限る。別表の 7 の項ルにおいて同じ。)に複写したものの交付

- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付(手数料の額等)

第 11 条 法第 17 条第 1 項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る法人文書一件につき 300 円
 - (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書一件につき、別表の上欄に掲げる文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第 15 条第 5 項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が 300 円に達するまでは無料とし、300 円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が 300 円を超えるときを除く。)は当該基本額から 300 円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第 1 号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第 2 号、ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
 - (1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
 - 3 開示請求手数料又は開示実施手数料の徴収の方法は、研究所の指定する金融機関への口座振込みによるものとし、開示請求書、開示実施申出書又は更なる開示申出書にその振込みに係る証の写しの添付を求めるものとする。

4 前項の振込みに当たって費用が生じる場合があっても、研究所では負担しないものとし、手数料の納入者には、あらかじめ説明するものとする。

(手数料の減免)

第12条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除を決定することができる。この場合、必要に応じて委員会の意見を求めるものとする。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者からは、法第15条第3項又は同条第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した開示実施手数料の減額(免除)申出書(以下「減額(免除)申出書」という。)を理事長あてに受けなければならない。

3 前項の減額(免除)申出書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては、当該扶助を受けていることを証明する書面の添付を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面の添付を、受けなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5 理事長は、第1項又は前項の規定により当該実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除するときは、当該開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者又は当該開示請求者にその旨通知するものとする。なお、第2項の申請に対して、当該開示実施手数料の減額又は免除を認めない場合は、申請者にその旨通知するものとする。

(異議申立ての受付)

第13条 法第18条第1項の規定に基づく行政不服審査法による異議申立ては、総務課で受け付けるものとする。

(異議申立て等)

第14条 理事長は、前条の異議申立てがあったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 法第14条第3項の規定に基づき意見書の提出があったときも前項と同様とする。

(委員会)

第15条 研究所に、第4条、第6条及び第12条第1項、第14条その他情報公開の円滑な実施に関する事項を審議するため、国立研究開発法人防災科学技術研究所情報公開・個人情報保護委員会を置く。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 11 月 19 日 14 規程第 29 号)

この規程は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 25 日 15 規程第 20 号)

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 9 日 16 規程第 28 号)

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日 17 規程第 5 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 9 日 18 規程第 1 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 4 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 11 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 79 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 1 日 元規程第 29 号)

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表(第 11 条関係)

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図 画(2 の項から 4 の項まで又は 8	イ 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 撮影した写真フィルム を印画紙に印画したものの	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに 760 円を加えた額

の項に該当するものを除く。)	閲覧	
	ハ 複写機により複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき120円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取って出来た電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	一巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円

ディスク		
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 580円
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき 200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき 410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき 10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき 20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき 50円に1ファイルごとに 210円を加えた額
	ヘ 光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき 100円に1ファイルごとに 210円を加えた額
	ト 光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき 120円に1ファイルごとに 210円を加えた額
	チ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき 7,000円に1ファイルごとに 210円を加えた額
	リ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき 800円(日本産業規格 X6135 に適合するものについては 2,500円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600円、10,500円又は 12,900円)に1ファイルごとに 210円を加えた額
	ヌ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複	1巻につき 1,800円(日本産業規格 X6142 に適合するものについては 3,200円)に1

	写したものの交付	ファイルごとに 210 円を加えた額
	ル 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円(日本産業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円(16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円)に記録時間 10 分までごとに 2,750 円(16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(第 9 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円(スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)

備考 1 の項ハ若しくはニ、2 の項ハ又は 7 の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。